## 大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例施行規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例(令和5年大阪府条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談窓口の設置)

- 第2条 条例第8条第1項の規定により、大阪府議会ハラスメント専門相談窓口を設置し、 ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。
- 2 相談員は、弁護士のほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - 一 公認心理師
  - 二 臨床心理士
  - 三 認定ハラスメント相談員
  - 四 前各号に掲げる者のほか、ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する 者であって、議長が適当と認めるもの
- 3 申立人からの相談は、電話、ファクシミリ装置、電子メール、面談等によるものとする。
- 4 前項の相談を受け付けた相談員は、遅滞なく、相談業務に当たるものとする。

(調査)

- 第3条 相談員は、申立人から調査の希望があり、かつ、相談員が必要と認めるときは、条 例第9条第1項に規定する調査を行うことができる。この場合において、相談員は、議長 に対し、その旨を申し出るものとする。
- 2 議長は、前項の規定による申出があった場合において、必要があると認めるときは、当該調査を承認するものとする。
- 3 議長は、前項の規定による承認をしたときは、相談員に対し、その旨を通知するものと する。

(被害防止措置が必要な場合の報告)

第4条 相談員は、条例第9条第3項の報告をするに当たっては、相談の内容、調査の結果 その他府議会による被害防止措置が必要と判断した理由がわかる資料を提出するものとす る。

(被害防止措置等)

- 第5条 条例第12条に規定する被害防止措置等は、府議会議員に対してのみ行うものとする。
- 2 条例第12条第1項に規定する被害防止措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。
  - 一 ハラスメントになるおそれがあると認める場合 注意喚起
  - 二 ハラスメントであると認める場合 中止の求め
  - 三 ハラスメントが繰り返され、又は、その程度が甚だしいと認める場合 勧告

(協議会)

- 第6条 条例第12条に規定する事項を協議するため、ハラスメント防止措置等検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
- 2 協議会に座長を置き、議長の職にある者をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 協議会は、座長が必要と認めるときに招集する。
- 5 構成員に事故があるときは、座長の承認を得て、その所属する会派からの職務代理者が 協議会に出席することができる。
- 6 協議会は、非公開とする。
- 7 協議会は、必要があるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 8 協議会の構成員は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会の構成員を退いた後も、同様とする。

(意見の聴取)

- 第7条 条例第12条第3項の規定による通知は、意見の聴取の期日の二週間前までに、次の 各号に掲げる事項を記載した書面により行う。
  - 一 当該公表に係る者の氏名及び住所
  - 二 公表しようとする内容及びその理由
  - 三 意見の聴取の期日及び場所
  - 四 口頭及び書面により釈明できる旨
  - 五 代理人を選任することができる旨
  - 六 ハラスメントを行った事実がないことを示す書類等(以下「証拠書類等」という。)を 提出することができる旨
- 2 議長は、前項の通知を受けた者又はその代理人(以下「当事者」という。)がやむを得ない理由により意見の聴取の期日の変更を申し出たときは、当該期日を変更することができる。
- 3 当事者は、意見の聴取の通知があった時から意見の聴取が終結する時までの間、議長に対し、当該事案についてした調査の結果に係る資料その他の当該公表の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、議長は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 4 当事者は、意見の聴取の期日への出席に代えて、議長に対し、意見の聴取の期日までに 陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 5 議長は、当事者が意見の聴取の期日に出席せず、かつ、陳述書及び証拠書類等を提出しない場合、改めて出席を求め、並びに陳述書及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。
- 6 議長は、公表の決定をするに当たっては、意見の聴取並びに陳述書及び証拠書類等の内容を十分に斟酌するものとする。

(市町村議会との連携)

第8条 条例第13条第3項に規定する市町村議会の議員又は市町村議会からの相談若しくは 当該相談に関する調査については、第2条第3項及び第4項並びに第3条の規定を準用す る。

(取組状況の公表)

第9条 条例第14条の規定による取組状況の公表は、1年に1回、インターネットの利用その他の適切な方法により行う。

附則

この規程は、令和5年 月 日から施行する。ただし、第2条第3項及び第4項並びに第3条から第9条までの規定は、令和5年3月24日から施行する。